

審議会等委員の選任に関する指針

1. 目的

この指針は、市民（市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に在する学校に在学する者を含む。）の市政への参加を促進するとともに、会議運営の透明性・公平性の向上を図るため、審議会等委員への市民公募をはじめ、男女構成比率、重複選任・長期在任の制限などを基準として設け、もって開かれた市政の推進と市民の市政への信頼の確保に寄与することを目的とする。

2. 指針の対象

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとする。

- ①市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審議、審査又は調査等（以下「審議会等」という。）を行うため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関
- ②市民、学識経験者等で構成され、市政運営上の意見聴取等を行うため、市長その他の執行機関に設置された会議

3. 選任の基準

審議会等の委員の選任に際しては、原則として次のとおり行うものとする。

ただし、次のそれぞれについて、法令もしくは大阪府条例又は規則に特段の定めがあるときはこの限りではない。

(1)委員数

審議会等の委員数の上限は20人とする。

ただし、審議等の内容及び対象が膨大かつ多量であるため、部会、分科会等を設ける場合にあっては、一の部会、分科会等に属する委員の上限を20人とする。

(2)重複選任の制限

既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が4を超えないようにしなければならない。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(3)選任回数・在任期間

委員の選任回数は2期を超えないものとし、かつ在任期間は10年を超えないものとする。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(4)女性委員の選任の推進

市政運営への女性の参画を推進するため、別に定める規定に留意し女性委員の選任の拡大に努めるものとする。

(5)職員の選任除外

本市職員を審議会等委員に選任しないこと。

ただし、審議等の内容が市民サービスにかかる資格認定等である場合のほか、委員として職員のあて職が必要な場合（小・中学校教諭、保健所医療職員等）等は、この限りではない。

(6)あて職の制限

関係機関及び関係団体に対して委員の推薦を依頼するときは、推薦されるべき者の地位を限定してはならない。

(7)市民公募

審議等の内容が、非常に高い専門性を有しているもの並びに個人のプライバシーに関するものである場合等を除き、委員の選任に際しては、次のとおり市民公募に努めるものとする。

①委員数が10人以下の審議会等は、市民公募枠を1人以上確保する。

②それ以外の審議会等は、市民公募枠を2人以上確保する。

③市民公募の方法、応募資格などは、別に定める。

4. その他

(1)この指針は、平成14年4月1日から実施する。

(2)この指針は、平成24年10月1日から実施する。

(3)この指針は、平成25年7月1日から実施する。

審議会等委員の選任に関する指針（説明付き）

1. 目的

この指針は、市民（市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に在する学校に在学する者を含む。）の市政への参加を促進するとともに、会議運営の透明性・公平性の向上を図るため、審議会等委員への市民公募をはじめ、男女構成比率、重複選任・長期在任の制限などを基準として設け、もって開かれた市政の推進と市民の市政への信頼の確保に寄与することを目的とする。

2. 指針の対象

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとする。

- ①市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審議、審査又は調査等（以下「審議会等」という。）を行うため地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関
- ②市民、学識経験者等で構成され、市政運営上の意見聴取等を行うため、市長その他の執行機関に設置された会議

〔説明〕

○附属機関及びその他の会議（審議会等）の会議の公開については、豊中市情報公開条例（第 23 条「会議の公開」）をご参照ください。

3. 選任の基準

審議会等の委員の選任に際しては、原則として次のとおり行うものとする。

ただし、次のそれぞれについて、法令もしくは大阪府条例又は規則に特段の定めがあるときはこの限りではない。

(1)委員数

審議会等の委員数の上限は 20 人とする。

ただし、審議等の内容及び対象が膨大かつ多量であるため、部会、分科会等を設ける場合にあっては、一の部会、分科会等に属する委員の上限を 20 人とする。

〔説明〕

○委員数に上限を設けたのは、限られた時間の中で、効率的かつ効果的な議論（ただし、「その他の会議」では議論ではなく意見交換のみ。）をするためです。委員数は必要最小限の人数としましょう。

(2)重複選任の制限

既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が 4 を超えないようにしなければならない。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

〔説明〕

- 各審議会等の下に設置される「部会」などに当該審議会等の委員が選任される場合は、重複選任のカウントの対象外とします。
- 「他に適当な人材が見あたらないとき」とは、主管課が把握できる範囲において、審議内容に精通しているか、また豊中市の実情に詳しいかどうかなどの観点から、各審議会等の委員としての任務を効率的かつスムーズにこなせると思われる人材が他にいない場合を指します。この規定は、主管課において説明できる場合にのみ適用してください。
- 「審議会委員の市民公募に関する要領」に規定するとおり、市民委員は複数の審議会を兼職できません。ただし、他の審議会の委員の職にある学識経験者等が自発的に市民委員に応募する場合、他の審議会で市民委員の職にある者が各種団体から推薦される場合はこの限りではありません。

(3)選任回数・在任期間

委員の選任回数は2期を超えないものとし、かつ在任期間は10年を超えないものとする。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

〔説明〕

- 要綱設置から条例設置になった場合の在任期間は、年数のカウントを通算します。
- 市民公募委員の任期は1期限りです。引き続いての再任はできません。
- 選任回数・在任期限の制限について、その目的は多数の市民に市政への参加を求め、また、学識経験者であっても意見が偏らないようにするためです。
辞職（解囁）した委員を再任する場合は、一定期間（おおむね2期以上）が経過することが必要です。
- 「他に適当な人材が見あたらないとき」とは、主管課が把握できる範囲において、審議内容に精通しているか、また豊中市の実情に詳しいかどうかなどの観点から、各審議会等の委員としての任務を効率的かつスムーズにこなせると思われる人材が他にいない場合を指します。この規定は、主管課において説明できる場合にのみ適用してください。

(4)女性委員の選任の推進

市政運営への女性の参画を推進するため、別に定める規定に留意し女性委員の選任の拡大に努めるものとする。

〔説明〕

- 詳しくは、「審議会等への女性委員の参画促進要綱」をご参照ください。

(5)職員の選任除外

本市職員を審議会等委員に選任しないこと。

ただし、審議等の内容が市民サービスにかかる資格認定等である場合のほか、委員として職員のあて職が必要な場合（小・中学校教諭、保健所医療職員等）等は、この限りではない。

〔説明〕

- 「市民サービスにかかる資格認定等」とは、老人ホームの入所や奨学金・補助金など市の各種制度の資格認定を指します。

(6)あて職の制限

関係機関及び関係団体に対して委員の推薦を依頼するときは、推薦されるべき者の地位を限定してはならない。

〔説明〕

- 関係機関や関係団体に対しての委員の推薦について、「会長や副会長などの役職にある人」という形での依頼はできません。
行政の恣意的な選任であるとの疑いを持たれるおそれがないよう、関係機関や関係団体に推薦の主体性を委ねるように依頼してください。
なお、民生委員の推薦など、関係課を通じて依頼する場合についても同様です。

(7)市民公募

審議等の内容が、非常に高い専門性を有しているもの並びに個人のプライバシーに関するものである場合等を除き、委員の選任に際しては、次のとおり市民公募に努めるものとする。

- ①委員数が10人以下の審議会等は、市民公募枠を1人以上確保する。
- ②それ以外の審議会等は、市民公募枠を2人以上確保する。
- ③市民公募の方法、応募資格などは、別に定める。

〔説明〕

- 「非常に高い専門性を有しているもの」とは、事業者選定等において財務・労務の状況や、不服申立てに関する審査会など行政処分の是非を判断することなどを指します。
- 豊中市自治基本条例の「参画における原則」において、「多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない」と規定されています。
審議会等の性質上、市民公募になじまないものであっても、運営にあたっては、「意見公募手続」、意見交換会やワークショップ、タウンミーティングなど参画の方法が考えられますので、これらの手法についてもご検討ください。

4. その他

- (1)この指針は、平成14年4月1日から実施する。
- (2)この指針は、平成24年10月1日から実施する。
- (3)この指針は、平成25年7月1日から実施する。

〔説明〕

- この指針のほか、次の要領等をご参照ください。なお、これらの要領等は、庁内情報共有システム内の「行政総務課だより」に掲載しています。
 - ・審議会等の設置・廃止届の流れ
 - ・審議会等の設置等の手続きに関する要領
 - ・審議会等の委員の市民公募に関する要領
 - ・審議会等への女性委員の参画促進要綱
 - ・附属機関として条例化する会議の基準
 - ・選考委員会に市民や学識経験者等を入れる際の基準